

平成17年(ワ)第24929号 損害賠償請求事件

原告 加藤雅昭

被告 (株)小学館

訴え変更申立書

平成18年6月23日

東京地方裁判所民事第29部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 北村行夫

同 大藏隆子

上記事件につき、原告は、下記のとおり請求原因を追加する。

記

本件訴状・原告準備書面記載のとおり、被告による原告写真のデジタルデータ化は、その目的の如何を問わず、原告写真をスキャニング等によって複製し、これをデジタルデータ化する行為自体(すなわち、サーバーへの蓄積前の行為)が原告の複製権を侵害する行為である。

そして、交渉過程において、被告は、それをCD-ROMに焼き付けていたと弁明していたので、同行為もまた複製権を侵害する。

しかし、被告は、準備書面(2)では、原告の写真をデジタルデータ化し、被告の多数の社員が編集その他の目的でアクセスすることが可能な状態となっているサーバーのハードディスクに蓄積保存したことを認め、CD-ROM化は否定する趣旨のようであるから、かかる被告のサーバーへの蓄積行為は、原

告の公衆送信可能化権を侵害するものであり、CD-ROM化の前の上記複製行為は、公衆送信可能化行為の前段階となる。

よって、原告は、無断デジタルデータ化という被告の不法行為の被侵害利益として、主位的には、公衆送信可能化権の侵害を、予備的には、前処理としての複製権侵害、仮にそれをCD-ROM化していたなら、更にその複製権の侵害を主張する。

よって、原告は、請求の趣旨記載の裁判を求めるため、本請求原因を追加陳述する。

以 上